設定したID

設定したパスワード記入欄

Ⅱ　食品衛生申請等システム
営業許可申請手順書 Ver1.0

1　ログイン

- 【G ビジネス ID を利用しない場合】
  アカウント管理で登録したログイン ID を①に、パスワードを②に入力したら、「ログイン」をクリックする。
- 【G ビジネス ID を利用する場合】
  「G ビジネス ID でログイン」をクリックしてからログイン ID・パスワードを入力してからログインする。

食品衛生申請等システムのアクセス方法につきましては、
アカウント登録手順書（Ⅰ-1）をご参照ください。

2　営業許可の許可画面

- 「メニュー」画面が表示されるので「営業許可・届出」の、「営業許可の申請」をクリックする。

3　許可営業施設一覧画面

- 「許可営業施設一覧」画面が表示されるので、画面を下へスクロールさせ、「新規申請」をクリックする。

4　許可営業施設登録画面

- 「許可営業施設登録」画面が表示されるので各項目について６～15 ページを参照の上、営業施設情報等に従い入力する。
- 各項目の入力が完了したら「確認」をクリックする。

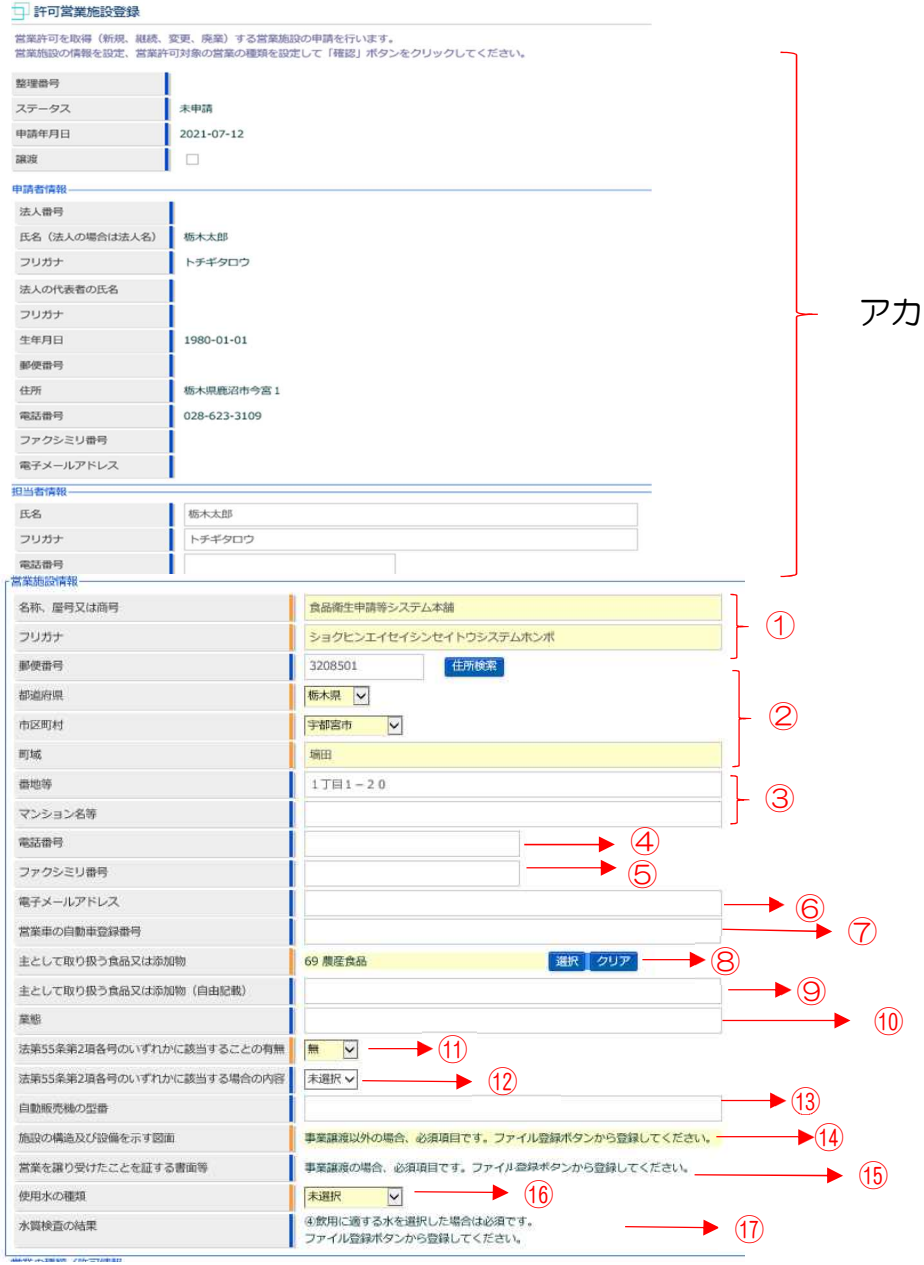

アカウントの情報から自動的に入力される。

（１）許可営業施設登録①～⑩
（6 ページ参照）

（２）許可営業施設登録⑪～⑰
（8 ページ参照）

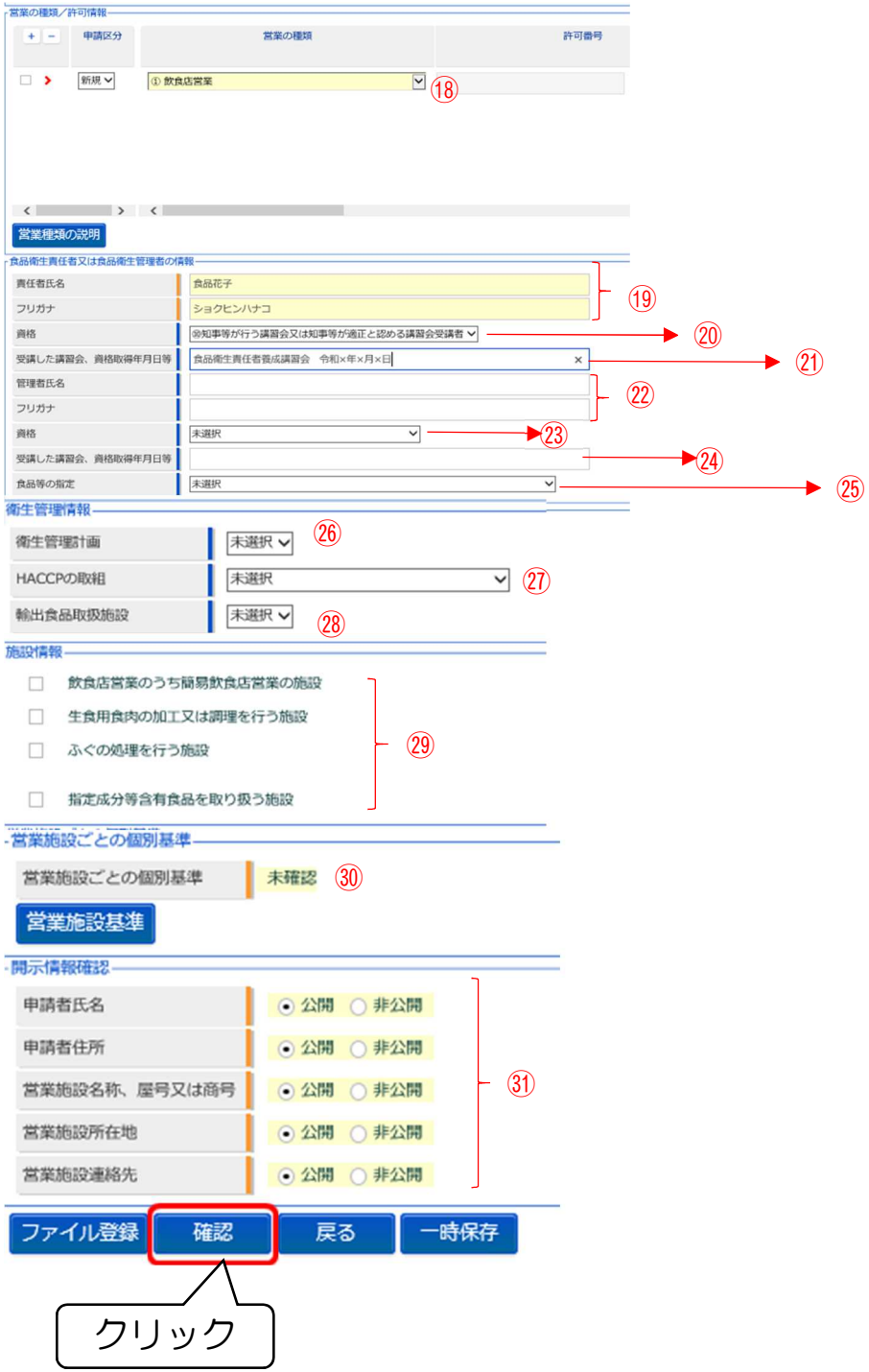

（２）許可営業施設登録⑱
（８ページ参照）

（３）許可営業施設登録⑲～㉙
（10ページ参照）

（４）許可営業施設登録㉚～㉛
（12ページ参照）

（１）　許可営業施設登録①～⑩

７ページを参照の上、営業施設情報に従い入力する。

営業施設情報

名称、屋号又は商号	食品衛生申請等システム本舗	①
フリガナ	ショクヒンエイセイシンセイトウシステムホンポ	①
郵便番号	3208501　住所検索	②
都道府県	栃木県	②
市区町村	宇都宮市	②
町域	塙田	②
番地等	１丁目１－２０	③
マンション名等		③
電話番号		④
ファクシミリ番号		⑤
電子メールアドレス		⑥
営業車の自動車登録番号		⑦
主として取り扱う食品又は添加物	69 農産食品　選択　クリア	⑧
主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）		⑨
業態		⑩

「選択」をクリックすると、以下のような画面が表示されます。

日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類	未選択
名称	○○○○ ×

検索　クリア　閉じる

商品コードと名称

【営業施設情報】		
項目名	必須項目	詳細
①名称、屋号又は商号	○	営業所の名称を**全角**で記入する。
フリガナ	○	営業所の名称を**全角カタカナ**で入力する。
②郵便番号	○	営業所の所在地、勤務地等の郵便番号を入力する。**（ハイフンなし）**
都道府県	○	営業所の所在地、勤務地等の選択又は入力（**全角**）する。 ※県内全域又は複数の市町で、自動車又は露店で営業される方 入力した住所を所管する保健所に申請されますので、申請したい保健所が所管する（１）自動車等の保管場所、（２）仕込み場所、（３）主に営業する場所のいずれかを入力してください。 なお、いずれの場所も該当しない場合は、当該保健所にご相談してください。
市区町村	○	
町域	○	
③番地等		番地等を数字、漢字等を組み合わせて**全角**で入力する。
マンション名等		マンション名等をカナ、数字等を組み合わせて**全角**で入力する。
④電話番号		電話番号を**半角**数字で入力する。**（ハイフンあり）**
⑤ファクシミリ番号		ファクシミリ番号を**半角**数字で入力する**（ハイフンあり）**
⑥電子メールアドレス		メールアドレスに使用できる文字（半角小文字等）で入力する。 ※担当者基本情報登録と異なるメールアドレスを入力することも可能
⑦営業者の自動車登録番号		自動車営業を行っている場合は自動車登録番号を**全角**で入力する。
⑧主として取り扱う食品又は添加物	○	・「選択」をクリックすると「日本標準商品分類の選択」画面が表示される。 ・名称の項目に、主として取り扱う食品又は添加物を手入力する。 ・「検索」をクリックすると「商品コードと名称画面」が表示される。 ・主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードについて、「選択」をクリックする。 ※「一致する食品コードと名称は見つかりません」と表示された場合又は主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードが見つからない場合は、14 ページを参照の上、入力する。
⑨主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）		14 ページを参照の上、入力する。
⑩業態		事業形態を入力する。（例：給食施設、特別養護老人ホーム等）

（２）　許可営業施設登録⑪～⑱

９ページを参照の上、営業施設情報及び営業の種類/許可情報に従い入力する。

法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	無 → ⑪
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択 → ⑫
自動販売機の型番	→ ⑬
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから登録してください。 → ⑭
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。ファイル登録ボタンから登録してください。 → ⑮
使用水の種類	飲用に適する水 → ⑯
水質検査の結果	④飲用に適する水を選択した場合は必須です。 ファイル登録ボタンから登録してください。 → ⑰

【営業施設情報】		
項目名	必須項目	詳細
⑪法第 55 条第２項各号のいずれかに該当することの有無	○	枠外に記載してある【法第 55 条第２項各号】に該当しなければ、「無」を選択する。
⑫法第 55 条第２項各号のいずれかに該当する場合の内容		⑪が「有」場合、該当する内容を選択する。
⑬自動販売機の型番		自動販売機を取り扱っている場合は型番を<u>半角</u>で入力する。
⑭施設の構造及び設備を示す図面	○	15 ページ参照の上、「ファイル登録」をクリックする。
⑮営業を譲り受けたことを証する書面等		15 ページ参照の上、「ファイル登録」をクリックする。※事業譲渡時に限る。
⑯使用水の種類	○	水道水・専用水道・簡易専用水道・飲用に適する水の中から選択する。
⑰水質検査の結果		15 ページ参照の上、「ファイル登録」をクリックする。※⑯で飲用に適する水を選択時に限る。
【営業の種類／許可情報】		
項目名	必須項目	詳細
⑱営業の種類／許可情報	○	・左上の「＋」をクリックすると、営業許可の種類を選択ができるようになる。 ・営業許可 32 項目※の中から代表的な業種を選択する。 ・「-」をクリックすると、選択した営業の種類を取り消すことができる。 ※参考資料の‘【1　許可一覧】’（P19）により営業の種類を参照することができる。

【法第 55 条第２項各号】

前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

二　第５９条から第６１条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

（３）　許可営業施設登録⑲～㉙

11 ページを参照の上、食品衛生責任者・管理者情報及び衛生管理情報及び施設情報に従い入力する。

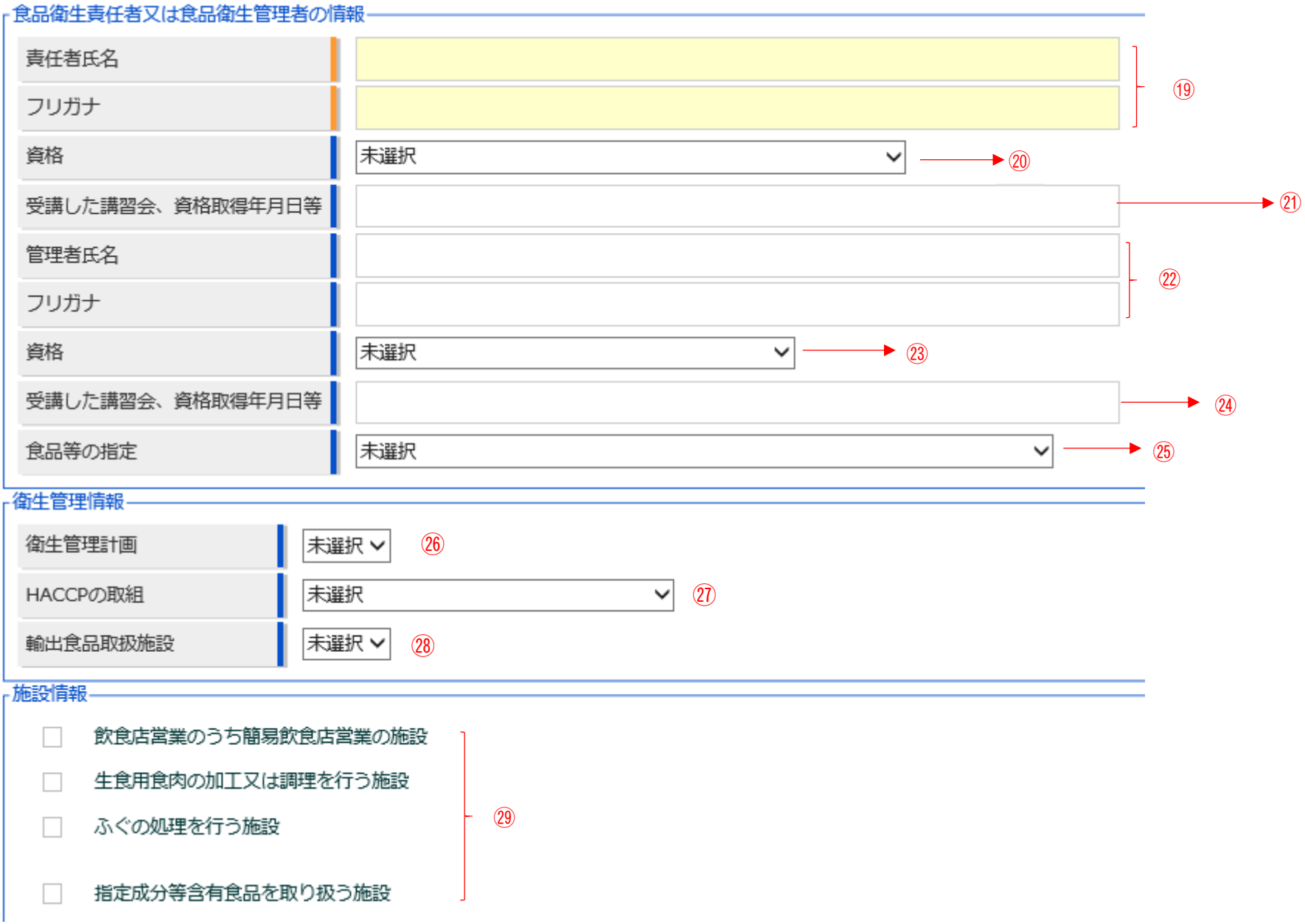

【食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報】			
項目名		必須項目	詳細
食品衛生責任者	⑲責任者氏名	○	食品衛生責任者の氏名を**全角**で入力する。
	フリガナ	○	食品衛生責任者の氏名を**全角カタカナ**で入力する。
	⑳資格		プルダウンの中の 10 項目の中から選択をする。参考資料の‘【２　食品衛生責任者資格一覧】’（P19）を参考にする。
	㉑受講した講習会、資格取得年月日		都道府県の講習会に参加した際に入力する。 （例）○○県食品衛生責任者登録講習会 R○．○○．○○
食品衛生管理者	㉒管理者氏名		食品衛生管理者の設置が必要な施設※は、食品衛生管理者の氏名を**全角**で入力する。
	フリガナ		食品衛生管理者の設置が必要な施設※は、食品衛生管理者の氏名を**全角カタカナ**で入力する。
	㉓資格		プルダウンの中の１３項目の中から選択をする。参考資料の‘【３　食品衛生管理者資格一覧】’（P20）を参考にする。
	㉔受講した講習会、資格取得年月日		食品衛生管理者登録講習会に参加した際に入力する。 （例）食品衛生管理者登録講習会 R○．○○．○○
	㉕食品等の指定		食品等の指定※があった際に入力する。

【衛生管理情報】		
項目名	必須項目	詳細
㉖衛生管理計画		衛生管理計画の有無を選択する。
㉗HACCP の取組		HACCP の取組状況を選択する。
㉘輸出食品取扱施設		輸出食品取扱有無を選択する。
㉙施設情報		該当する場合のみ、□にチェックを入れる。

※次の食品添加物の製造又は加工を行う施設には、食品衛生管理者を置く必要がある。

- 全粉乳（その容量が 1400ｇ以下である缶に収められるものに限る。）
- 加糖粉乳
- 調整粉乳
- 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）
- 魚肉ハム
- 魚肉ソーセージ
- 放射線照射食品
- 食用油脂（脱色又は脱臭の家庭を経て製造されるものに限る。）
- マーガリン
- ショートニング
- 添加物（法第 13 条第１項の規程により規格が定められた物に限る。）

（4）　許可営業施設登録㉚、㉛

- 13 ページを参照の上、営業施設ごとの個別基準及び開示情報確認に従い入力する。
- 各項目の入力が完了したら「確認」をクリックする。

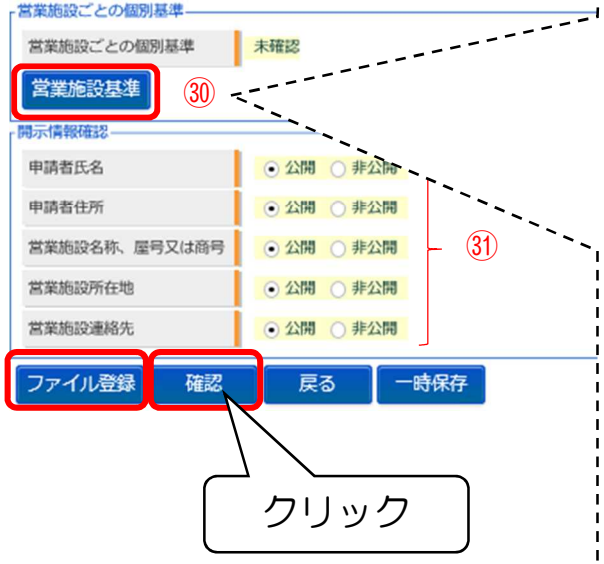

「営業施設基準」をクリックすると、以下のような画面になる。

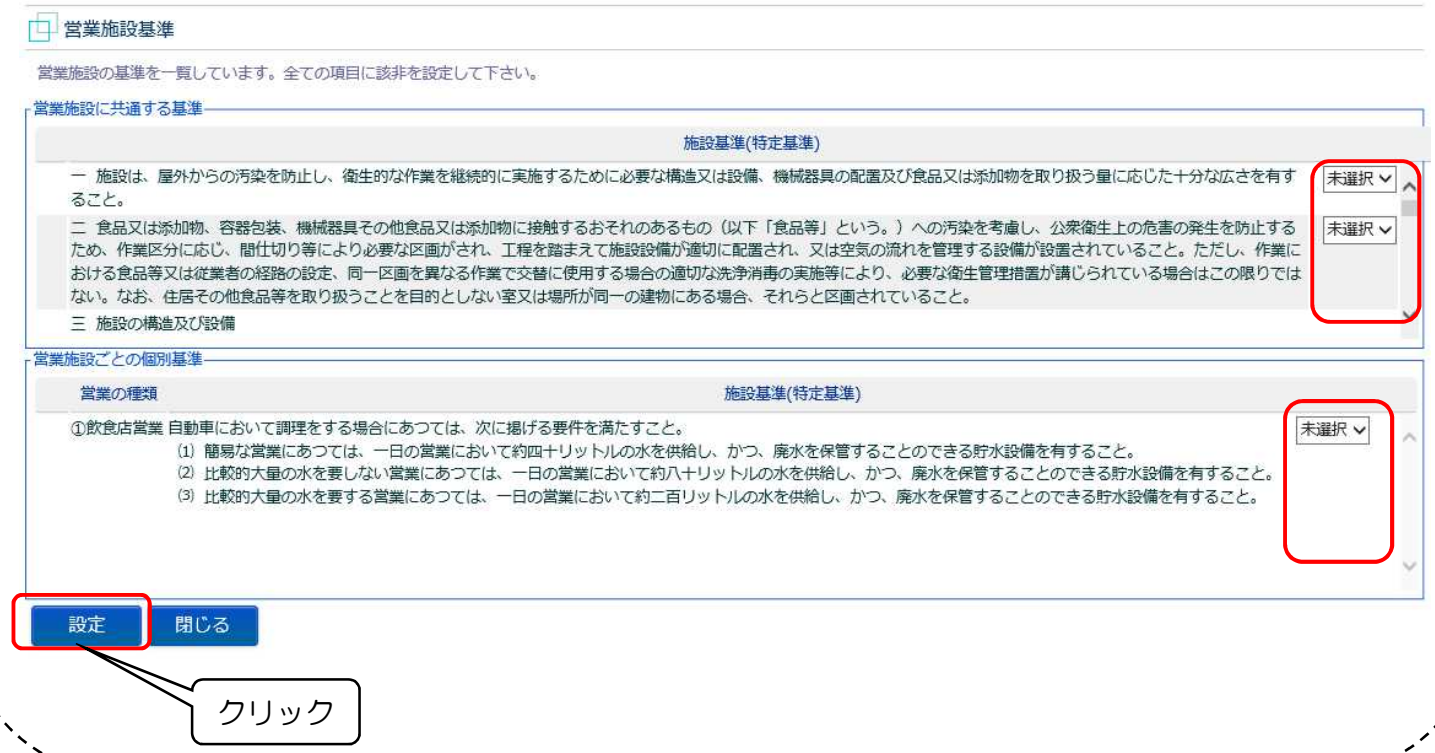

【営業施設ごとの個別基準】		
項目名	必須項目	詳細
㉚営業施設基準 営業施設に共通する基準 営業施設ごとの個別基準	○	・「営業施設基準」をクリックすると「営業施設に共通する基準」と「営業施設ごとの個別基準」が表示される。 ・「未選択」と表示されているプルダウンをクリックし、全ての項目の該非を「Yes」又は「No」又は「不適用」を選択する。 ・全ての選択を終えたら、「設定」をクリックする。 ※「営業施設に共通する基準」は 28 個選択する。 ※「営業施設ごとの個別基準」は営業の種類によって表示されるものが異なる。
【開示情報確認】		
項目名	必須項目	詳細
㉛申請者氏名	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
申請者住所	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設名称、屋号又は商号	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設所在地	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設連絡先	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。

【主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードが見つからない場合の入力】

①「許可営業施設登録」画面が表示されたら、「主として取り扱う食品又は添加物」の「選択」をクリックする。

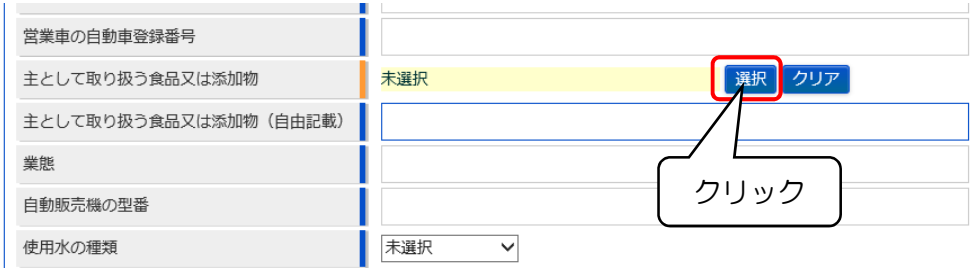

②「日本標準商品分類の選択」画面が表示されたら、「大分類」の▽をクリックすると、各大分類がウィンドウで表示されるので、主として取り扱う食品等が含まれている大分類を選択する。
見つからない又はわからない場合は、「その他の食料品」を選択する。

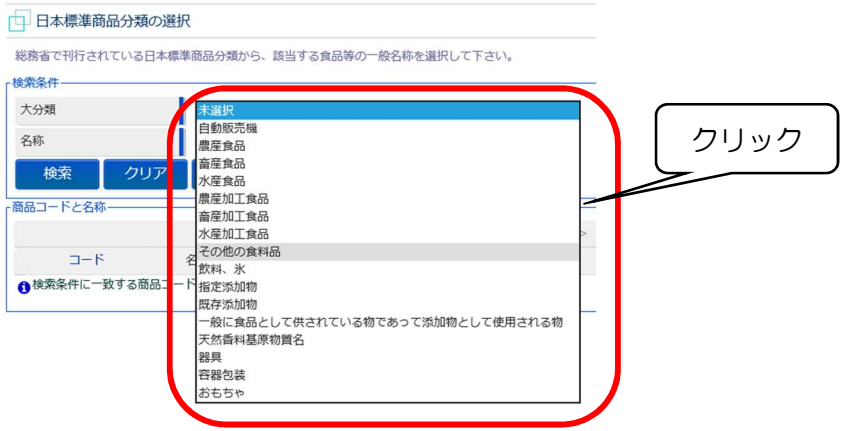

③選択した大分類の名称と一致するコードの「選択」をクリックする。

④下記の通り画面が表示されたら、「主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）」の項目に、主として取り扱う食品等の名称を手入力する。

例）ラーメンと手入力した場合の例示
※入力が完了したら６ページに戻り、⑩から引き続き入力する。

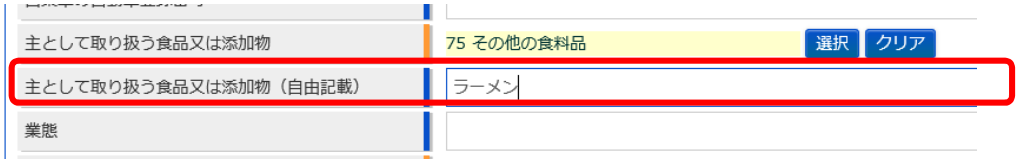

【ファイル登録の方法】

①「ファイル登録」をクリックする。

②ファイル登録画面が表示されるので、登録するファイルの「参照」をクリックする。

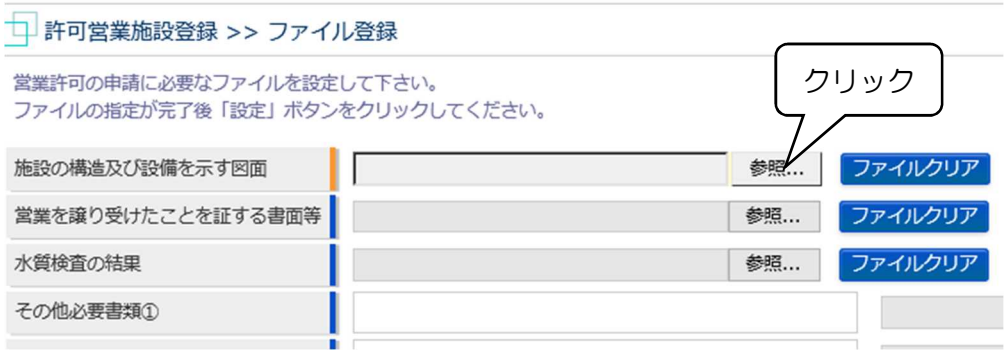

③アップロードするファイルの選択画面が表示されるので、対象のファイルを選択し「開く」をクリックする。

※登録できるファイル形式は参考資料の‘【4　ファイル形式】’（P20）を参考にする。

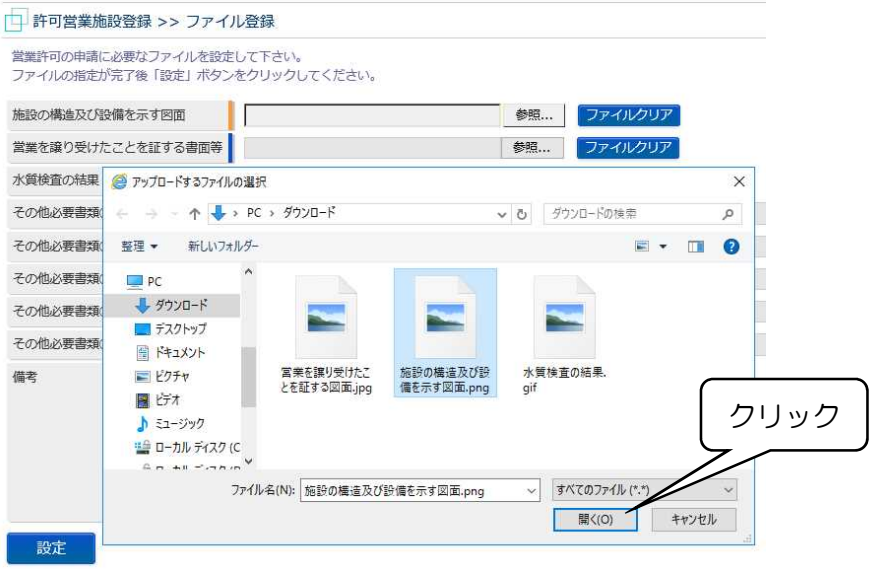

④ファイル登録ができたら「設定」をクリックする。

5　入力内容を確認

- 入力内容の一覧が以下の通り画面表示されるので、入力もれ・誤記入等がないことを確認したら画面下部の「登録」をクリックする。
- 登録されると管轄する保健所に、営業許可の登録をした旨のメールが通知される。

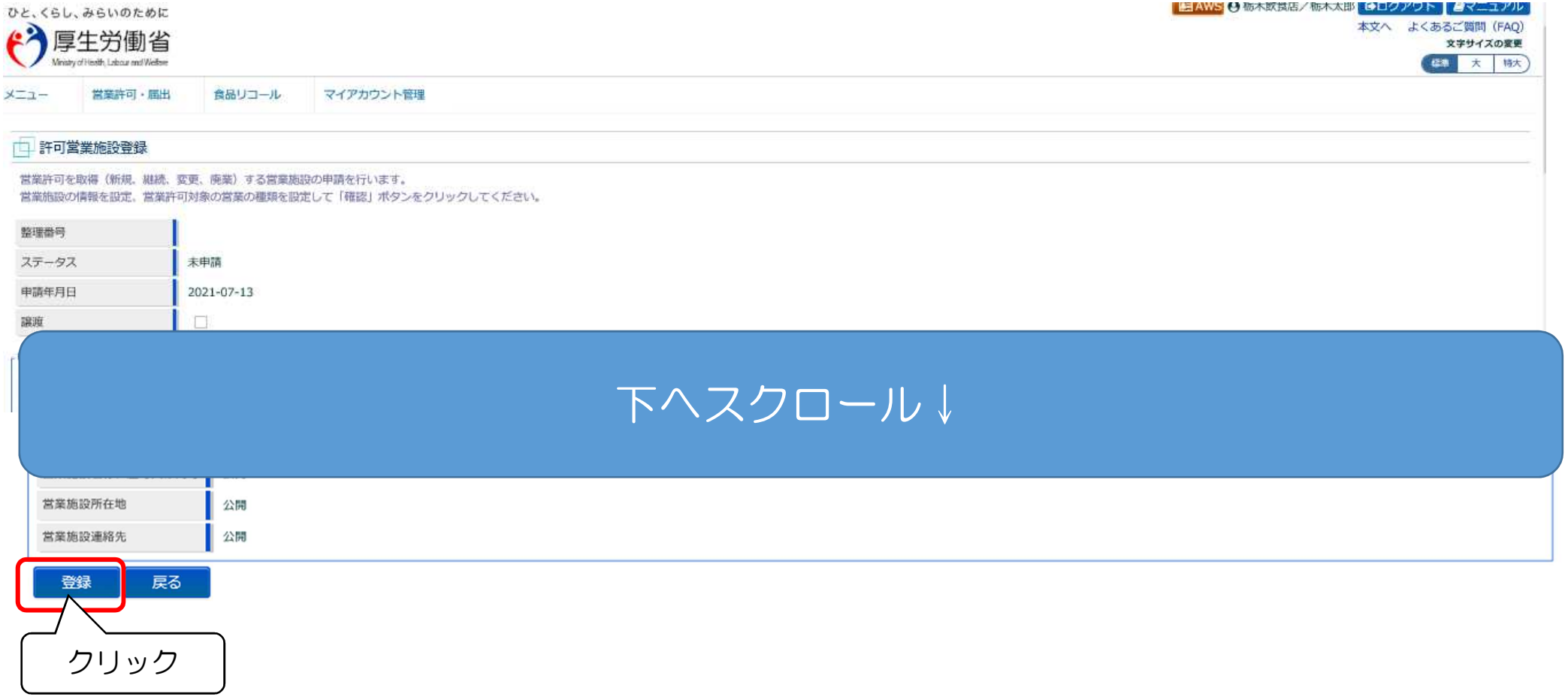

６　登録

- 登録が完了すると整理番号が発番され完了画面に移るので、「戻る」をクリックする。

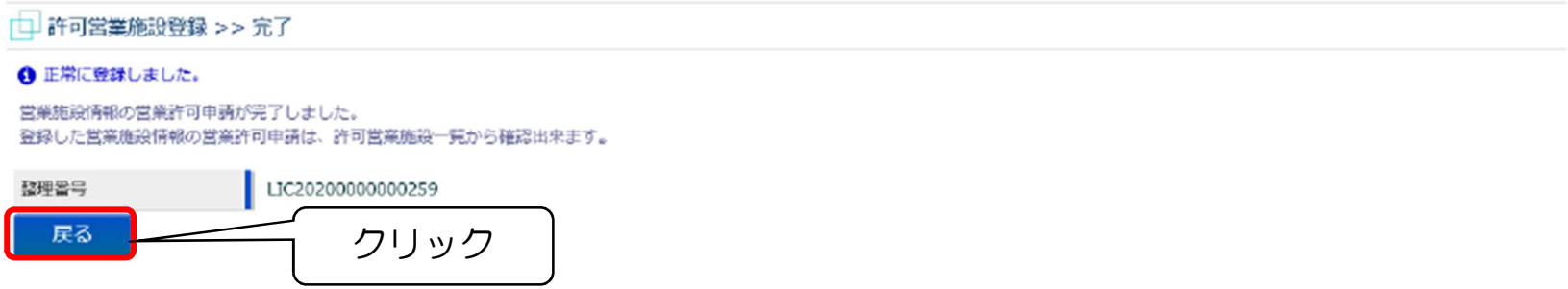

以上で営業許可入力は終了です。

＜参考資料＞

【1　許可一覧】

営業業種		
①飲食店営業	⑫アイスクリーム製造業	㉓納豆製造業
②調理機能を有する自動販売機（要許可）	⑬乳製品製造業	㉔麺類製造業
③食肉販売業	⑭清涼飲料水製造業	㉕そうざい製造業
④魚介類販売業	⑮食肉製品製造業	㉖複合型そうざい製造業
⑤魚介類競り売り営業	⑯水産製品製造業	㉗冷凍食品製造業
⑥集乳業	⑰氷雪製造業	㉘複合型冷凍食品製造業
⑦乳処理業	⑱液卵製造業	㉙漬物製造業
⑧特別牛乳搾取処理業	⑲食用油脂製造業	㉚密封包装食品製造業
⑨食肉処理業	⑳みそ又はしょうゆ製造業	㉛食品の小分け業
⑩食品の放射線照射業	㉑酒類製造業	㉜添加物製造業
⑪菓子製造業	㉒豆腐製造業	

【2　食品衛生責任者資格一覧】

資格	
①食品衛生監視員	⑥船舶料理士
② 食品衛生管理者の資格要件を満たす者	⑦と畜場法に基づく衛生管理責任者
③調理師	⑧と畜場法に基づく作業衛生責任者
④製菓衛生師	⑨食鳥処理衛生管理者
⑤栄養士	⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者

【３　食品衛生管理者資格一覧】

資格	
①医師	⑧獣医学の課程を修めて卒業した者
②歯科医師	⑨畜産学の課程を修めて卒業した者
③薬剤師	⑩水産学の課程を修めて卒業した者
④獣医師	⑪農芸化学の課程を修めて卒業した者
⑤医学の課程を修めて卒業した者	⑫登録養成施設において所定の課程を修了した者
⑥歯学の課程を修めて卒業した者	⑬登録講習会において所定の課程を修了した者
⑦薬学の課程を修めて卒業した者	

【４　ファイル形式】

- 画像系ファイル（png,jpg,gif,jpeg,bmp）
- Office 系ファイル（xsl,xlsx,doc,docx,ppt,pptx）
- PDF 系ファイル（pdf）